

議第76号

訴え提起前の和解について

次のとおり訴え提起前の和解をする。

平成29年12月6日提出

檀原市長 森下 豊

1 相手方

[REDACTED]

2 和解条項の要旨

- (1) 檀原市と相手方は、本件市営住宅につき、本件契約が存続していることを確認する。
- (2) 相手方は、檀原市に対し、市営住宅の未納家賃として金1,293,900円及びこれに対する納期限の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員について、支払義務があることを認める。
- (3) 相手方は、檀原市に対し、毎月末日限り、第2号の未納家賃を平成29年12月から平成34年8月まで金22,700円ずつ及び当月分家賃をそれぞれ支払う。
- (4) 相手方が、第3号の分割支払を2回怠りその金額が金45,400円に達したとき、又は第3号の当月分家賃の支払を怠りその金額が3か月分に達したとき、当然に期限の利益を喪失し、第2号の未納家賃及びこれに対する金員から既払い金を控除した残額について、一括して直ちに支払う。
- (5) 相手方が、第4号により期限の利益を失ったとき、檀原市は、何らの催告を要しないで本件契約を解除することができ、その際、相手方は、檀原市に対し、本件住宅を直ちに明け渡す。
- (6) 檀原市は、相手方が第2号の未納家賃を約定のとおり支払ったとき、かつ、相手方が第3号の当月分家賃を滞納することなく支払ったときは、本件に関し、相手方に対するその余の請求を放棄する。
- (7) 檀原市と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (8) 和解費用は、各自の負担とする。

3 本件に関する取扱い

和解手続において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は申立てを取り下げることができる。

理由 市営住宅の家賃を滞納し、履行延期の承認をした者に対し、債務の履行を確実なものとするため、訴え提起前の和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第77号

訴え提起前の和解について

次のとおり訴え提起前の和解をする。

平成29年12月6日提出

檀原市長 森下 豊

1 相手方

[REDACTED]

2 和解条項の要旨

- (1) 檀原市と相手方は、本件改良住宅につき、本件契約が存続していることを確認する。
- (2) 相手方は、檀原市に対し、改良住宅の未納家賃として金684,000円及びこれに対する納期限の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員について、支払義務があることを認める。
- (3) 相手方は、檀原市に対し、毎月末日限り、第2号の未納家賃を平成29年12月から平成34年8月まで金12,000円ずつ及び当月分家賃をそれぞれ支払う。
- (4) 相手方が、第3号の分割支払を2回怠りその金額が金24,000円に達したとき、又は第3号の当月分家賃の支払を怠りその金額が3か月分に達したとき、当然に期限の利益を喪失し、第2号の未納家賃及びこれに対する金員から既払い金を控除した残額について、一括して直ちに支払う。
- (5) 相手方が、第4号により期限の利益を失ったとき、檀原市は、何らの催告を要しないで本件契約を解除することができ、その際、相手方は、檀原市に対し、本件住宅を直ちに明け渡す。
- (6) 檀原市は、相手方が第2号の未納家賃を約定のとおり支払ったとき、かつ、相手方が第3号の当月分家賃を滞納することなく支払ったときは、本件に関し、相手方に対するその余の請求を放棄する。
- (7) 檀原市と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (8) 和解費用は、各自の負担とする。

3 本件に関する取扱い

和解手続において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は申立てを取り下げることができる。

理由 改良住宅の家賃を滞納し、履行延期の承認をした者に対し、債務の履行を確実なものとするため、訴え提起前の和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第78号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

平成29年12月6日提出

橿原市長 森下 豊

1 被告となるべき者の住所及び氏名

[REDACTED]

2 請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 被告は、原告橿原市に対し、市営住宅を明渡せ。
- (2) 被告は、原告橿原市に対し、金448,640円及びこれに対する納期限の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被告は、原告橿原市に対し、平成29年10月3日から明渡し済みまで1か月当たり金130,200円の金員を支払え。
- (4) 訴訟費用は、被告の負担とする。

3 本件に関する取扱い

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴することができる。
- (2) 訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由 市営住宅の家賃を滞納している者に対し、市営住宅の明渡し及び市営住宅家賃等の支払を求めるため、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第79号

檀原市コンベンションルームの指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成29年12月6日提出

檀原市長 森下 豊

- 1 施設の名称 檀原市コンベンションルーム
- 2 指定する団体 檀原市北八木町一丁目1番8号
PFI八木駅南市有地活用株式会社
代表取締役 森田 兼光
- 3 指定の期間 平成30年2月13日から平成50年3月31日まで

理由 指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第 80 号

橿原市高取町明日香村障害認定審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、橿原市高取町明日香村障害認定審査会共同設置規約を次のとおり変更することについて、同条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 6 日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市高取町明日香村障害認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

橿原市高取町明日香村障害認定審査会共同設置規約（平成 18 年 3 月 17 日）の一部を次のように変更する。

第 3 条中「畝傍町 9 番地の 1 橿原市保健福祉センター」を「内膳町 1 丁目 1 番 60 号橿原市役所分庁舎」に改める。

附 則

この規約は、平成 30 年 2 月 13 日から施行する。

理由 橿原市役所分庁舎の開設に伴い、橿原市高取町明日香村障害認定審査会の執務場所を変更するため、規約の変更について、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第 8 1 号

橿原市高取町明日香村介護認定審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 2 項の規定により、橿原市高取町明日香村介護認定審査会共同設置規約を次のとおり変更することについて、同条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 1 2 月 6 日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市高取町明日香村介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

橿原市高取町明日香村介護認定審査会共同設置規約（平成 1 1 年 7 月 2 3 日）の一部を次のように変更する。

第 3 条中「八木町 1 丁目 1 番 1 8 号橿原市役所」を「内膳町 1 丁目 1 番 6 0 号橿原市役所分庁舎」に改める。

附 則

この規約は、平成 3 0 年 2 月 1 3 日から施行する。

理由 橿原市役所分庁舎の開設に伴い、橿原市高取町明日香村介護認定審査会の執務場所を変更するため、規約の変更について、地方自治法第 2 5 2 条の 7 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第82号

市道路線の認定、変更及び廃止について

次のとおり、市道路線を認定、変更及び廃止するものとする。

平成29年12月6日提出

檀原市長 森下 豊

認定する路線

路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
1673	飯高町12号線	飯高町236番先 から	飯高町235番先 まで	—
2440	葛本町58号線	葛本町313番先 から	葛本町313番先 まで	—
2441	石原田町37号線	石原田町105番先 から	石原田町89番先 まで	—
2442	常盤町28号線	常盤町187番先 から	常盤町188番先 まで	—
3730	曲川町51号線	曲川町7丁目542 番先から	曲川町7丁目542 番先まで	—

変更する路線（終点の変更）

路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	変更前	重要な 経過地
				変更後	
1629	小槻町37号線	小槻町467番先 から	小槻町467番先 まで		—
			小槻町466番先 まで		

変更する路線（起点及び終点の変更）

路線 番号	路 線 名	起 点	変更前	終 点	変更前	重要な 経過地
			変更後		変更後	
2312	膳夫町15号線	膳夫町479番先 から		膳夫町477番先 まで		—
		膳夫町477番先 から		膳夫町477番先 まで		

廃止する路線

路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
2311	膳夫町14号線	膳夫町479番先 から	膳夫町477番先 まで	—

理由 道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、市道路線の認定、変更及び廃止について、議会の議決を求めるもの

(議第82号の資料)

認定する路線

路線 番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
1673	飯高町12号線	101.68	4.00
2440	葛本町58号線	41.22	6.00
2441	石原田町37号線	75.06	6.00
2442	常盤町28号線	33.36	4.70
3730	曲川町51号線	91.56	6.00

変更する路線 (終点の変更)

路線 番号	路 線 名	延 長	変更前 (m)	幅 員 (m)
			変更後 (m)	
1629	小槻町37号線		32.70	6.00
			39.21	

変更する路線 (起点及び終点の変更)

路線 番号	路 線 名	延 長	変更前 (m)	幅 員	変更前 (m)
			変更後 (m)		変更後 (m)
2312	膳夫町15号線		89.05		6.00~6.43
			187.95		4.21~6.43

廃止する路線

路線 番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
2311	膳夫町14号線	156.25	4.21~6.40